

岩手県告示第439号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成24年6月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
ちば内科診療所	大船渡市立根町字宮田64番地2	平成24年2月1日
鎌田クリニック	北上市常盤台四丁目7番45号	平成24年6月1日
紫波中央眼科	紫波郡紫波町紫波中央駅前二丁目3番地3オガールプラザ東棟1階及び2階	〃
つくし薬局オガール紫波店	紫波郡紫波町紫波中央駅前二丁目3番地3オガールプラザ東棟2階	〃